

香芝市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法第22条第3項の規定による選挙人名簿に登録を行った日において選挙権を有する者の3分の1の数、6分の1の数及び50分の1の数を次のとおり定める。

令和6年5月11日

香芝市選挙管理委員会

委員長 喜多 成典

1 3分の1の数 21,436人

2 6分の1の数 10,718人

3 50分の1の数 1,287人